

令和 4 年 11 月 8 日

## 議員政策研究会

こども政策の新たな推進に関する  
調査・検討分科会 資料

こども未来部

## 目 次

<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「こども家庭庁関連予算の基本姿勢 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ」	3
<b>四日市市こども未来部 資料</b>	
現在のこども未来部所掌事務との対応状況について（主な事業）	4
<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「こども家庭庁の新設に伴う機構・定員要求の概要」	5
<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）」	6
<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「こども大綱の検討の進め方について」	7
<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「こども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」	8
<b>厚生労働省 資料</b>	
「こども家庭センターの設置とサポートプランの作成」	9
<b>こども家庭庁設立準備室 資料</b>	
「いじめ防止対策に関する取組の推進について」	10
「いじめ防止対策に関するこども家庭庁の所掌事務、基本方針の記載」	11
<b>四日市市こども未来部 資料</b>	
「四日市市 子どもの生活実態調査 結果報告書」（抜粋）	12
こども家庭庁の設立に伴う今後の取り組みについて	22

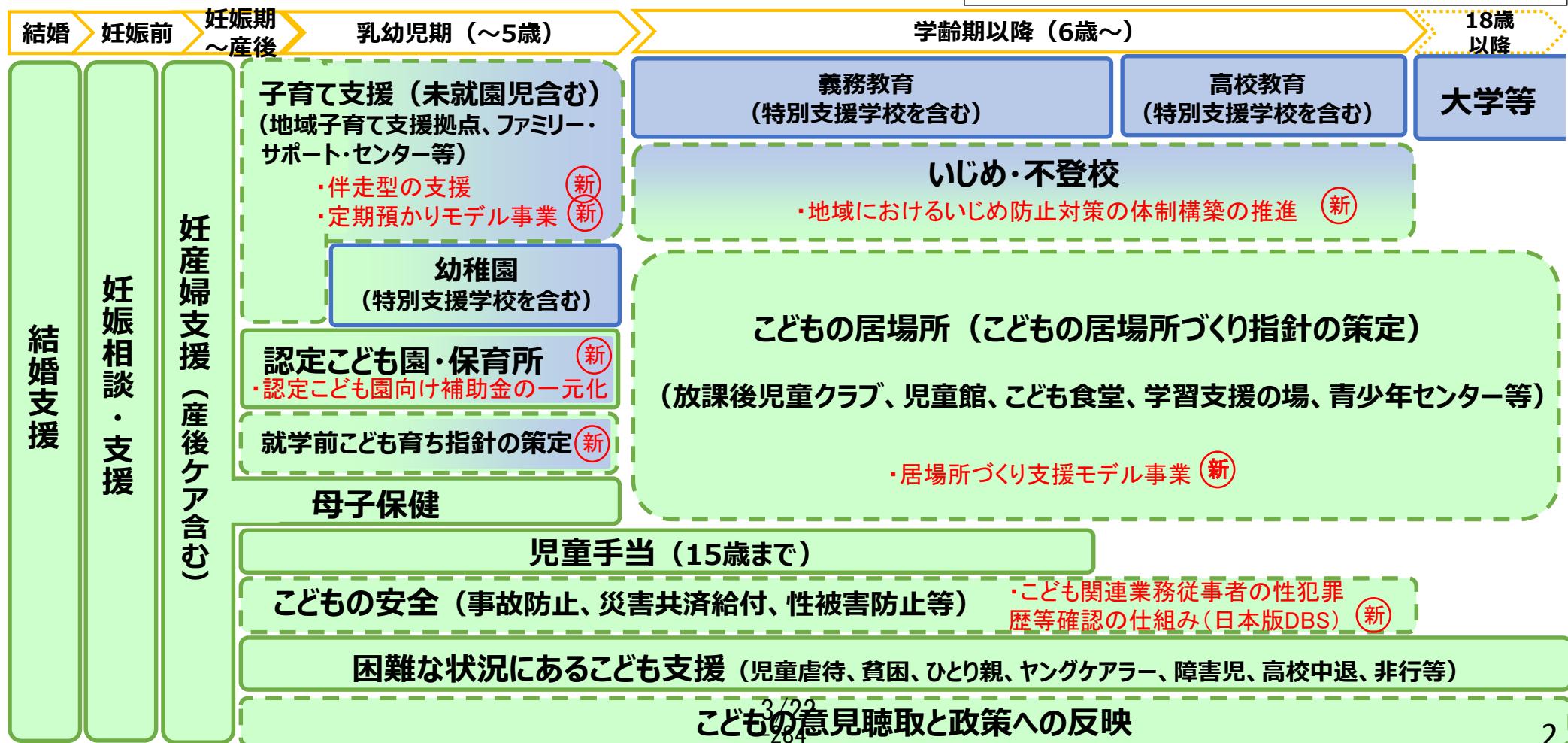
# こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

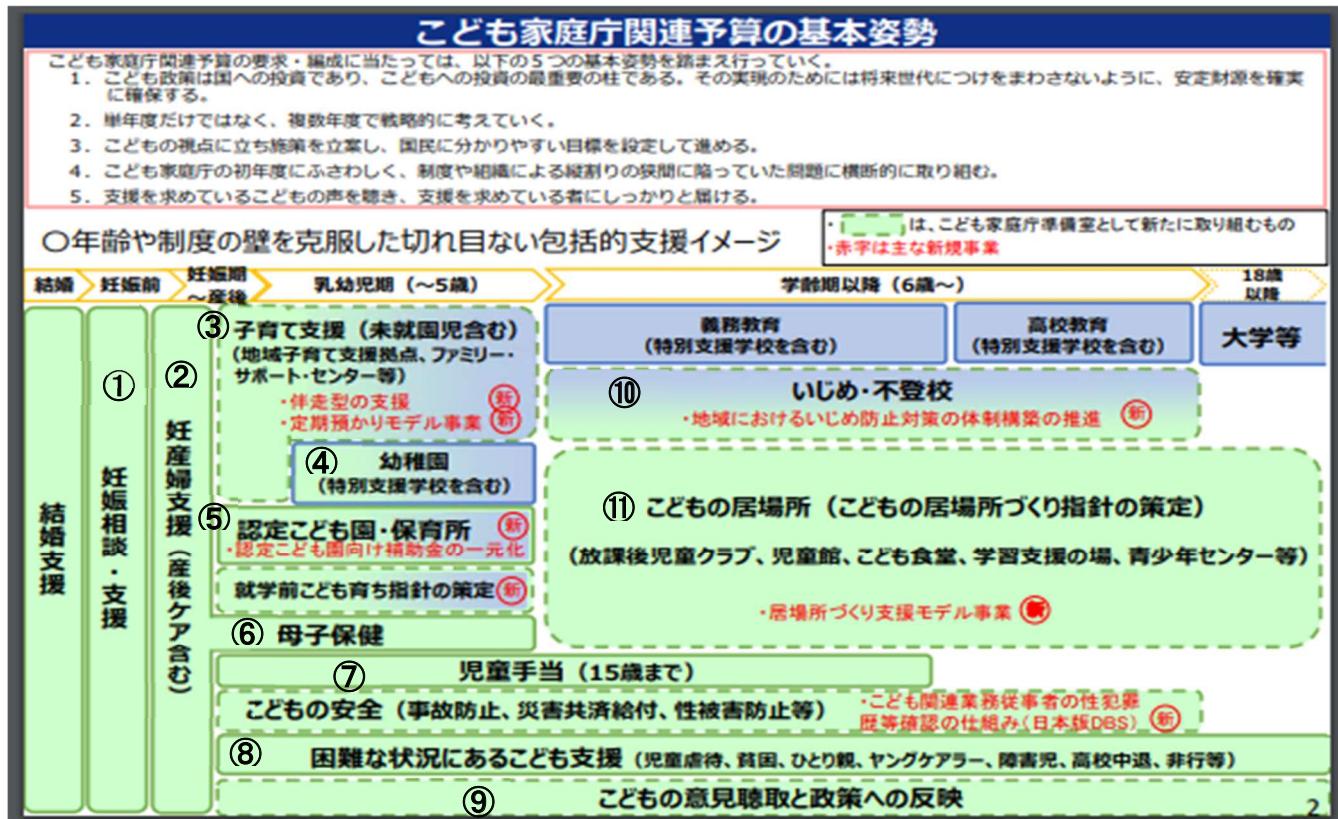
1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

## ○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・**■**は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの  
・赤字は主な新規事業



## ◎現在のこども未来部所掌事務との対応状況について（主な事業）



※ ( ) は委託先

### ① 妊娠相談・支援【担当課：こども保健福祉課】

不妊治療費助成、不育症治療費助成

### ② 妊産婦支援【担当課：こども保健福祉課】

母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査（医療機関）、産前産後サポート事業、妊婦歯科健康診査（歯科医療機関）

### ③ 子育て支援【担当課：こども未来課】

子育てコンシェルジュ、子育て支援センター、こども子育て交流プラザ（株式会社デルタスタジオ）、ファミリー・サポート・センター（NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市）、病児保育室（医療法人里仁会（二宮メディカルクリニック）他）

### ④ 幼稚園【担当課：保育幼稚園課】

### ⑤ 認定こども園・保育所【担当課：保育幼稚園課】

### ⑥ 母子保健【担当課：こども保健福祉課】

産婦健康診査事業（医療機関）、産後ケア事業（訪問型・デイケア型・宿泊型）（三重県助産師会ほか）、こんにちは赤ちゃん訪問事業（NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市へ一部委託）、1歳6か月児・3歳児健康診査、妊婦産婦乳幼児電話・来所相談・家庭訪問

### ⑦ 児童手当【担当課：こども保健福祉課】

### ⑧ 困難な状況にあるこども支援【担当課：こども家庭課、こども発達支援課、あけぼの学園】

ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業、児童虐待防止対策事業、発達障害等早期支援事業

### ⑨ こどもの意見聴取と政策への反映

### ⑩ いじめ・不登校【担当課：教育委員会】

### ⑪ こどもの居場所【担当課：こども未来課】

学童保育所、児童館、こども子育て交流プラザ（株式会社デルタスタジオ）子ども食堂、子どもと若者の居場所づくり（一般社団法人子育て支援ネットワーク・トウモローズ）

# こども家庭庁の新設に伴う機構・定員要求の概要

令和5年4月に新設予定のこども家庭庁の内部組織は、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。

一方で、新規政策・業務も含め、こども政策の内容や対応する予算内容・規模を特定できていない状況において、こども家庭庁として必要な組織体制・規模を明確に見積もることは困難。

このため、こども家庭庁の令和5年度機構・定員要求については、予算編成過程とともに引き続き必要な政策・体制を精査していくこととし、8月末時点においては検討中事項（事項要求）となっている。

<3部門が担う業務のイメージ>

## 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

## 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全ての子どもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくり
- 子どもの安全

## 支援部門

- 様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- 子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進など

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

### 【第5条】地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

### 【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のことども大綱を勘案し、また、市町村は国のことども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能  
※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

### 【第11条】こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする  
※「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聽取した意見が施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

### 【第13条、第14条】関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

## こども大綱の検討の進め方について

こども大綱：こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定

- ◆ こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。既存3大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱）の内容を含む。（法第9条）
- ◆ こども政策推進会議（総理を長とする閣僚会議）が案を作成し、閣議において決定。推進会議は、案の作成に当たり、こども、こどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。（法第17条）
- ◆ こども家庭審議会を活用（こども若者などから意見を聞きながら大綱に向けた意見を取りまとめ）。

### 現時点で想定されるスケジュール

内閣官房	令和4年9月	こども政策の推進に係る有識者会議（第6回）  こどもまんなかフォーラム、関係団体・有識者との対話 大臣による視察・意見交換
	令和5年2月	こども政策の推進に係る有識者会議（第7回）
	令和5年3月	こども政策の推進に係る有識者会議（第8回）  こども大綱の検討に向けたこども家庭庁への申送りを取りまとめ
こども家庭庁	4月	こども政策推進会議（大綱の作成方針の決定（こども家庭審議会の調査審議を踏まえること 等））
	5月中	こども家庭審議会によるこども大綱に向けた意見案（素案） <u>&lt;骨太の方針&gt;</u>
	夏頃	こども家庭審議会委員による公聴会（国民全般/こども若者）
	秋頃	こども家庭審議会においてこども大綱に向けた意見の取りまとめ
	年内	こども大綱の案の作成、パブコメ（国民全般/こども若者）・こども若者からの意見聴取 こども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定 こども白書（年次報告）の国会提出

# こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究

## 趣旨

令和4年6月に成立したこども基本法（令和5年4月施行予定）において、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。また、こども家庭庁は、その任務として、子どもの意見の尊重を掲げている。

このため、政策決定過程における子どもの意見聴取とその反映及び子どもや若者の参画に関し、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集や有識者からのヒアリングを行うとともに、モデル事業を実施し、国の政策決定過程における取組の在り方を明らかにすることを目的として、調査研究を実施する。

## 調査研究の内容

- ① 国内先進事例、諸外国取組事例の収集・分析
- ② 有識者ヒアリング
- ③ 検討委員会の設置
- ④ モデル事業の実施・分析

・こども家庭庁の創設に向けてこどもや若者の意見を積極的かつ適切に反映するとともに、子どもの意見聴取とその反映及び子どもや若者の参画の手法等についての課題や改善方策を把握するため、委員会における議論を踏まえて、SNSの活用も含めたモデル事業を実施し、その結果について分析を行う。

※令和5年3月に報告書とりまとめ予定

## 検討委員会委員

安部 芳絵	工学院大学教育推進機構准教授
菊池 真梨香	一般社団法人Masterpiece代表理事
◎古賀 正義	中央大学文学部教授
土肥 潤也	NPO法人わかもののまち事務局長
能條 桃子	一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN代表理事
林 大介	浦和大学社会学部准教授
紅谷 浩之	医療法人社団オレンジ理事長

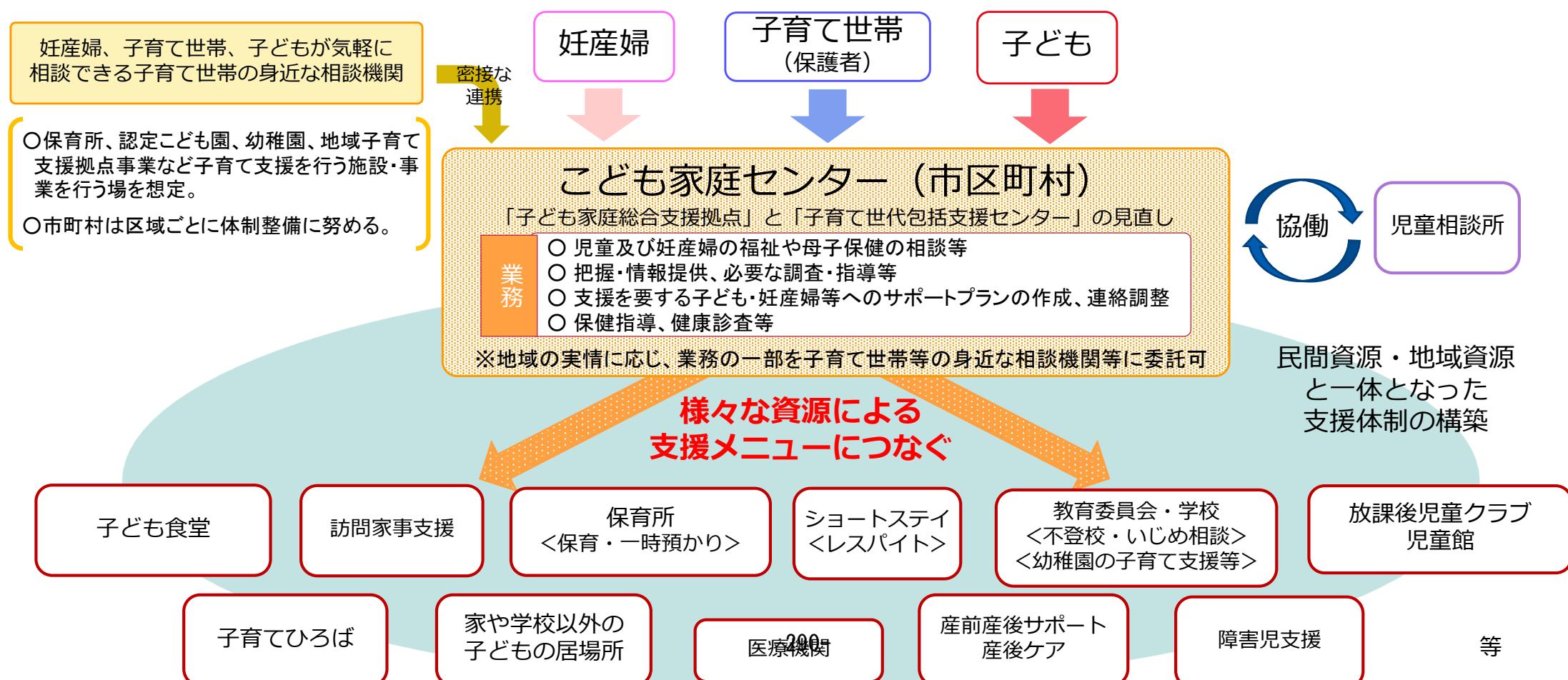


会議資料等はこちら↑

(◎：座長、敬称略五十音順)

# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。  
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。  
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# いじめ防止対策に関する取組の推進について

## 子ども家庭庁

### ○地域における相談体制の整備

- ・自治体における相談体制の充実
  - ・要対協や子ども・若者支援地域協議会の枠組みを活用したアウトリーチ型支援
  - ・関係機関や関係者を通じた事案の把握
  - ・地方自治体の取組や体制づくりの推進
- ※学校外（塾、スポーツクラブ等）の学校・教委では把握が難しい場におけるいじめにも対応

### ○重大事態への対処

- ・情報を文部科学省と共有、文科省とともに対策を実施
- ・地方自治体内での情報共有促進
- ・調査における第三者性の確保、運用改善

### ○必要がある場合、勧告権行使 等

## 文部科学省

### ○学校・教育委員会における相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への配置
- ・教育委員会へのスーパーバイザー配置
- ・教育委員会における法務相談体制の整備
- ・SNS等を活用した相談体制整備
- ・24時間子供SOSダイヤルの設置・周知

### ○重大事態への対処

- ・情報の把握、子ども家庭庁との共有、子ども家庭庁とともに対策を実施
- ・教育委員会・学校への指導・助言・援助 等等

一  
体  
的  
な  
対  
応  
を  
推  
進

いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を変更する際には、文部科学省は子ども家庭庁とともに実施

## 令和5年度 こども家庭庁関連予算概算要求のポイント（抜粋）

### 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

#### ○ 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）

- ▶社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

## いじめ防止対策に関するこども家庭庁の所掌事務、基本方針の記載

### こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）（抜粋）

（所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

### こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

いじめ及び不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法に基づき定める基本指針等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言や調査等を行う。

こども家庭庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。また、法務省の人権擁護機関の活動との連携を推進する。

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めた子どものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有するとともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講ずる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。

# **四日市市 子どもの生活実態調査 結果報告書**

**令和4年3月**

**四日市市**

## 目 次

### I アンケート調査

1. 実施概要 .....	1
(1) 調査の目的 .....	1
(2) 調査方法 .....	1
(3) 調査対象者 .....	1
(4) 回収結果 .....	1
(5) 調査結果の見方 .....	1
2. 経済状況に基づく世帯区分について .....	2
(1) 所得に基づく分類 .....	2
(2) 本調査結果における留意点 .....	2
3. 調査結果 .....	3
(1) 子ども対象調査 .....	3
(2) 保護者対象調査 .....	43
(3) 家庭の生活困難の状況 .....	82

### II ヒアリング調査

1. 実施概要 .....	85
(1) 調査の目的 .....	85
(2) 調査方法 .....	85
(3) 調査対象者 .....	85
(4) 調査結果の留意点 .....	85
2. 調査結果 .....	86
(1) 生活困難な世帯の状況について .....	86
(2) 生活に困難を抱えることによる子どもへの影響について .....	87
(3) 支援を行う際の課題等について .....	88

### III 調査結果からの考察

四日市市の子どもの貧困問題の現状 .....	91
------------------------	----

### III 調査結果からの考察

#### 四日市市の子どもの貧困問題の現状

子どもと保護者の回答を、世帯の経済状況別に集計した調査結果や、子どもの貧困問題にかかる団体調査の結果から、四日市市の子どもの貧困問題の現状として、以下のような傾向がみられました。

##### ①子育て世帯の経済状況について

- ◆本調査において回答された世帯の年間収入と世帯人員から算出された等価世帯収入の中央値は、小学5年生、中学2年生のいずれも325万円となっています。これは、内閣府が令和3年12月に公表した『令和3年子供の生活状況調査の分析報告書』（以下、「国調査」という。）における317.54万円に近い数値となっており（国調査は中学2年生のみを対象）、四日市市の子育て世帯の所得水準は、全国的な数値と大きな違いはみられませんでした（ただし、国調査は郵送配付・回収で、回収率が54.3%と本市調査に比べて低くなっています）。
- ◆所得区分Ⅲでは、過去1年の間にお金が足りなくて必要な食料や衣服の購入ができなかったことが、「よくあった」または「ときどきあった」という回答が、1～2割台となっており、絶対的な貧困とも評価すべき状況が一部に存在していることが示されています。ヒアリング調査においても、子ども食堂の利用が増加していることが示されています。
- ◆同様に、所得区分Ⅲでは、過去1年の間に生活に必要な費用（水道光熱費等）や家賃、社会保険料等のいずれかを経済的な理由で払えなかった経験を有する世帯が3割以上、急な出費に備えた5万円以上の貯金または現金を持たない世帯が3割以上を占めており、子どもの年齢に合った本や子どもが自宅で勉強をすることができる場所を持たない世帯も1割前後あるなど、経済的に厳しい状況の中で子育てをしている世帯があることが示されています。

##### ■経済的な理由で生活に必要な費用等を払えなかった経験を有する世帯

単位：%

	n	あり	なし
所得区分Ⅰ	2,057	1.3	96.8
所得区分Ⅱ	1,597	8.3	88.7
所得区分Ⅲ	430	32.8	64.0

- ◆生活必需品の購入困難や生活費用の支払困難、生活必需品の非所有といった経済的な困難の状況がある「経済的困難世帯」の割合は、所得区分Ⅲで5割台となっていますが、所得区分Ⅱにおいて2割台、所得区分Ⅰにおいても5%程度を占めており、一定の所得のある世帯においても経済的な困難を抱えている状況があることが示されています。

## ②子どもとその家庭の状況について

<家庭での生活や健康の状況について>

◆所得区分が低いほど、子どもが朝食や夏休みや冬休みなどの期間の昼食を毎日食べる割合、平日に決まった時刻に就寝する割合、歯磨きの頻度が低くなっている、基本的な日常の生活習慣に課題を有する子どもが多くなっています。また、保護者調査で示されているように、治療していない虫歯については、所得区分が低いほど「ある」の割合が高くなっています。生活習慣の問題が表れていることがうかがえます。ヒアリング調査では、生活に困難を抱えている家庭において、子どもの服装や就寝時刻に対して十分なケアができていない事例があることが指摘されています。

◆過去1年間に、子どもの病気や怪我の治療のために病院や診療所などの医療機関を受診した方がよいと思ったのに、実際には受診しなかったことについて、中学生では所得区分が低いほど「あった」が多くなっています。

◆携帯電話やゲーム機については、所得区分による所持率の差があまりないのに対し、自分だけの本、自分だけの漫画や雑誌、スポーツ用品、自分専用の部屋、自分専用の勉強机については、所得区分が低いほど所持率が低くなっています。特に自分の部屋や勉強机については所得区分Ⅰ・Ⅱと所得区分Ⅲの差が大きくなっています。

◆「自分にはよいところがある」、「自分が好きだ」といった自己肯定感に関する質問や、「自分には将来の夢や目標がある」、「自分の将来が楽しみだ」といった将来展望に関する質問、「自分は家族に大事にされている」、「自分は友だちから好かれている」といった周囲の人との関係に関する質問は、いずれも所得区分が低いほど肯定的な回答が少なくなっています。家庭の経済状況に関する様々な生活の状況が、子どもの内面とも関係していることがうかがえます。ヒアリング調査では、学力不振等から自己肯定感の低さにつながり、それが不登校につながっている可能性も示唆されています。

<学習や文化的体験の状況について>

◆小・中学生ともに所得区分が低いほど学校の授業以外の勉強時間が少なくなっています。学校の授業がわからないことがあると回答する割合が高くなっています。塾や習い事についても、所得区分による差が大きくなっています。ヒアリング調査では、生活に困難を抱えている家庭の子どもに学業に意欲的な子どもが少ないと、その理由として、早い段階で授業がわからなくなってしまっていることが指摘されています。また、家庭において勉強できる環境が確保できない状況があることも報告されており、不登校についても家庭の経済状況との関連が指摘されています。

◆進学の希望については、所得区分が低いほど「高校まで」が高く、「大学またはそれ以上」が低くなっています。また、その理由として、所得区分が低いほど「希望する学校や職業があるから」という回答が少なくなっています。自分の将来に積極的な展望を持てるかどうかについても、家庭の経済状況との関連が示唆される結果となっています。進学希望については、保護者の学歴との関連が強く、母親の最終学歴が「大学またはそれ以上」の場合、中学生ではいずれの所得区分においても半数以上が大学進学を希望しています。

■保護者の最終学歴と子どもの進学希望（中学生）

単位：%

	母親の最終学歴	n	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学またはそれ以上	まだわからない	不明・無回答
所得区分I	中学（中学部）まで	19	0.0	26.3	10.5	36.8	26.3	0.0
	高校（高等部）まで	312	0.0	24.7	21.8	30.4	21.5	1.6
	短大・高専・専門学校まで	383	0.0	13.6	15.4	45.2	24.0	1.8
	大学またはそれ以上	270	0.7	8.1	5.6	65.6	17.8	2.2
所得区分II	中学（中学部）まで	32	0.0	31.3	18.8	12.5	34.4	3.1
	高校（高等部）まで	327	0.6	29.1	23.2	23.9	19.6	3.7
	短大・高専・専門学校まで	264	0.0	25.8	18.6	27.3	26.9	1.5
	大学またはそれ以上	117	0.9	7.7	17.1	53.0	17.9	3.4
所得区分III	中学（中学部）まで	28	3.6	53.6	3.6	14.3	25.0	0.0
	高校（高等部）まで	121	0.0	39.7	19.0	18.2	22.3	0.8
	短大・高専・専門学校まで	53	3.8	26.4	26.4	24.5	13.2	5.7
	大学またはそれ以上	16	0.0	18.8	6.3	56.3	12.5	6.3

◆子どものテレビやゲームの視聴時間等のルールを決めている、本や新聞を読むように勧めている、絵本の読み聞かせをしていた、といった家庭における教育的な働きかけは、所得区分が高いほど「あてはまる」という回答が多くなっているほか、子どもと一緒にする文化的な活動や体験、学校行事等への参加についても、所得区分が高いほどしている世帯が多くなっています。子どもの放課後の過ごし方についても、地域のスポーツクラブやスポーツ少年団、中学生の学校の部活動のいずれも、所得区分が高いほど回答が多くなっており、家庭の経済状況が子どもの体験や経験の幅と強く関連していることがうかがえる結果となっています。

◆家庭における文化的経験については、多くの経験を持つ子どもほど自己肯定感が高い傾向があります。所得区分Iで文化的経験が少ない子どもより、所得区分IIIで文化的経験が多い子どもの方が自己肯定感が高い傾向があり、多様な体験をしていることが、家庭の経済状況の不利を補う可能性が示唆されています。同様に、保護者が子どもに対して教育的な働きかけを多くしているほど、子どもの自己肯定感や将来への期待が高い傾向があり、こうした過程における働きかけの重要性がうかがえる結果となっています。一方で、授業の理解度や進学意欲については、文化的な経験や保護者の教育的な働きかけとの関連もみられる一方で、経済状況による関係も少くないことが示唆されています。

■文化的経験と自己肯定感

※文化的経験の高低については、子ども調査問11で「あてはまるものはない」以外で選択した数が8~10で高、5~7で中、4以下で低としている（以下同）。

【自分にはよいところがある】

単位：%

	子どもの 文化的経験	n	そう思う+ど ちらかといえ ばそう思う	そう思わない +どちらかとい えばそう思 わない	不明・無回答
区所得I	文化的経験高	964	81.6	18.3	0.1
	文化的経験中	701	80.6	19.0	0.4
	文化的経験低	375	73.1	25.6	1.3
区所得II	文化的経験高	565	81.4	18.2	0.4
	文化的経験中	622	77.5	21.7	0.8
	文化的経験低	399	66.7	32.1	1.3
区所得III	文化的経験高	96	82.3	17.7	0.0
	文化的経験中	165	67.9	30.3	1.8
	文化的経験低	163	55.8	42.9	1.2

【自分のことが好きだ】

単位：%

	子どもの 文化的経験	n	そう思う+ど ちらかといえ ばそう思う	そう思わない +どちらかとい えばそう思 わない	不明・無回答
区所得I	文化的経験高	964	67.8	31.7	0.4
	文化的経験中	701	64.1	35.7	0.3
	文化的経験低	375	51.7	46.7	1.6
区所得II	文化的経験高	565	68.3	30.8	0.9
	文化的経験中	622	60.3	39.1	0.6
	文化的経験低	399	47.1	51.9	1.0
区所得III	文化的経験高	96	57.3	41.7	1.0
	文化的経験中	165	52.7	45.5	1.8
	文化的経験低	163	43.6	55.8	0.6

## ■家庭教育と自己肯定感

※家庭教育の高低については、保護者調査問9のa~eについて、それぞれ「あてはまる」を3点、「どちらかといえばあてはまる」を2点、「どちらかといえばあてはまらない」を1点、「あてはまらない」を0点として、6項目の合計が15~18で高、12~14で中、11以下で低としている（以下同）。

【自分にはよいところがある】

単位：%

	家庭教育	n	そう思う+どちらかといえばそう思う	そう思わない+どちらかといえばそう思わない	不明・無回答
区分I 所得	家庭教育高	908	82.3	17.1	0.7
	家庭教育中	671	79.0	20.4	0.6
	家庭教育低	402	74.1	25.4	0.5
区分II 所得	家庭教育高	575	77.9	20.7	1.4
	家庭教育中	596	78.0	21.6	0.3
	家庭教育低	370	70.3	28.9	0.8
区分III 所得	家庭教育高	115	75.7	23.5	0.9
	家庭教育中	138	65.2	33.3	1.4
	家庭教育低	151	60.3	38.4	3.3

【自分のことが好きだ】

単位：%

	家庭教育	n	そう思う+どちらかといえばそう思う	そう思わない+どちらかといえばそう思わない	不明・無回答
区分I 所得	家庭教育高	908	68.7	30.5	0.8
	家庭教育中	671	61.1	38.2	0.7
	家庭教育低	402	56.5	42.8	0.7
区分II 所得	家庭教育高	575	66.4	32.2	1.4
	家庭教育中	596	58.4	41.3	0.3
	家庭教育低	370	52.2	47.0	0.8
区分III 所得	家庭教育高	115	62.6	37.4	0.0
	家庭教育中	138	42.8	55.1	2.2
	家庭教育低	151	44.4	54.3	1.3

## ■家庭教育と将来展望

【自分には将来の夢や目標がある】

単位：%

	家庭教育	n	そう思う+どちらかといえばそう思う	そう思わない+どちらかといえばそう思わない	不明・無回答
区分I 所得	家庭教育高	908	79.7	19.6	0.7
	家庭教育中	671	75.6	24.3	0.1
	家庭教育低	402	72.9	26.6	0.5
区分II 所得	家庭教育高	575	80.7	18.3	1.0
	家庭教育中	596	73.7	25.5	0.8
	家庭教育低	370	69.7	29.2	1.1
区分III 所得	家庭教育高	115	80.0	20.0	0.0
	家庭教育中	138	68.1	30.4	1.4
	家庭教育低	151	62.9	35.8	1.3

【自分の将来が楽しみだ】

単位：%

	家庭教育	n	そう思う+どちらかといえばそう思う	そう思わない+どちらかといえばそう思わない	不明・無回答
区分I 所得	家庭教育高	908	77.2	22.1	0.7
	家庭教育中	671	72.7	26.8	0.4
	家庭教育低	402	69.4	29.9	0.7
区分II 所得	家庭教育高	575	77.7	20.7	1.6
	家庭教育中	596	68.3	31.5	0.2
	家庭教育低	370	67.8	31.4	0.8
区分III 所得	家庭教育高	115	78.3	20.9	0.9
	家庭教育中	138	61.6	36.2	2.2
	家庭教育低	151	53.0	45.7	1.3

## ■文化的経験と授業の理解度

単位：%

	子どもの文化的経験	n	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	不明・無回答
区分I 所得	文化的経験高	964	22.2	48.9	23.3	3.2	0.8	1.6
	文化的経験中	701	17.7	45.1	29.2	5.1	1.1	1.7
	文化的経験低	375	9.6	46.1	32.3	8.3	1.1	2.7
区分II 所得	文化的経験高	565	16.6	44.2	29.2	5.3	1.9	2.7
	文化的経験中	622	9.6	48.2	33.1	6.1	1.1	1.8
	文化的経験低	399	7.5	36.8	35.1	12.8	4.0	3.8
区分III 所得	文化的経験高	96	11.5	42.7	32.3	7.3	4.2	2.1
	文化的経験中	165	6.1	42.4	38.8	9.7	1.2	1.8
	文化的経験低	163	7.4	34.4	33.7	16.6	6.1	1.8

## ■家庭教育と授業の理解度

単位：%

	家庭教育	n	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	不明・無回答
区分I 所得	家庭教育高	908	25.7	48.7	20.4	3.0	0.7	1.7
	家庭教育中	671	13.4	47.8	29.7	6.1	0.7	2.2
	家庭教育低	402	10.0	42.5	36.8	6.5	1.7	2.5
区分II 所得	家庭教育高	575	14.8	46.3	27.5	5.9	2.8	2.8
	家庭教育中	596	10.1	46.0	32.2	6.9	1.7	3.2
	家庭教育低	370	9.7	38.6	37.6	10.3	2.2	1.6
区分III 所得	家庭教育高	115	10.4	44.3	29.6	13.0	1.7	0.9
	家庭教育中	138	8.0	39.9	34.8	10.9	3.6	2.9
	家庭教育低	151	4.6	35.8	39.1	12.6	6.0	2.0

## ■文化的経験と進学希望

区分 所得 Ⅰ	子どもの 文化的経験	n	中学まで	高校まで	短大・高専・専 門学校まで	大学またはそれ 以上	単位：%	
							まだわからない	不明・無回答
区分 所得 Ⅱ	文化的経験高	964	0.2	11.6	13.8	52.1	20.4	1.9
	文化的経験中	701	0.6	16.8	16.3	38.9	25.2	2.1
	文化的経験低	375	1.6	24.0	11.7	29.9	29.9	2.9
区分 所得 Ⅲ	文化的経験高	565	0.9	18.9	17.2	36.5	25.1	1.4
	文化的経験中	622	0.6	24.8	20.1	23.3	27.5	3.7
	文化的経験低	399	2.5	32.8	12.8	17.8	29.6	4.5
区分 所得 Ⅳ	文化的経験高	96	1.0	17.7	19.8	40.6	18.8	2.1
	文化的経験中	165	1.8	33.9	20.6	17.0	24.2	2.4
	文化的経験低	163	6.1	41.1	12.3	15.3	22.7	2.5

## ■家庭教育と進学希望

区分 所得 Ⅰ	家庭教育	n	中学まで	高校まで	短大・高専・専 門学校まで	大学またはそれ 以上	単位：%	
							まだわからない	不明・無回答
区分 所得 Ⅱ	家庭教育高	908	0.6	9.7	13.1	50.6	24.3	1.8
	家庭教育中	671	0.4	18.8	15.4	40.4	22.5	2.5
	家庭教育低	402	0.7	22.1	16.4	32.8	25.1	2.7
区分 所得 Ⅲ	家庭教育高	575	1.4	18.6	17.4	34.8	25.2	2.6
	家庭教育中	596	1.2	25.7	16.4	24.0	29.4	3.4
	家庭教育低	370	1.1	32.4	17.8	18.1	27.3	3.2
区分 所得 Ⅳ	家庭教育高	115	5.2	30.4	17.4	26.1	20.0	0.9
	家庭教育中	138	2.2	36.2	16.7	18.8	23.2	2.9
	家庭教育低	151	2.6	32.5	18.5	18.5	25.2	2.6

### <ヤングケアラーの状況について>

◆通常は大人が担うとされる家庭におけるケア役割や家事等のため、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間を減らさなければならない経験をしているという回答は、所得区分が低いほど多くなっており、いわゆるヤングケアラー問題と家庭の経済状況との関連が示唆される結果となっています。ヒアリング調査では、ヤングケアラーに該当する子どもは一定数存在すると考えられるものの、本人や保護者にヤングケアラーという意識がない場合や、ヤングケアラーとしての役割自体に居場所を見出している場合もあることが指摘されています。

### <保護者の状況について>

◆保護者の就労状況と家庭の経済状況との関連を見ると、所得区分が低いほど父親の「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、非正規就労の割合が高くなっています。母親の就労状況は、所得区分Ⅰで「正社員・正規職員・会社役員」の割合が他の区分に比べて高くなっていますが、所得区分Ⅱより所得区分Ⅲで「正社員・正規職員・会社役員」や「嘱託・契約社員・派遣職員」の割合が高くなっています。

◆父親と母親のいずれについても、「平日の日中以外の勤務はない」という回答は所得区分が低いほど少なくなっています。特に母親については、早朝、夜勤、深夜勤務、土曜出勤、日曜・祝日出勤のいずれについても、所得区分Ⅲで最も多くなっており、家庭で子どもとかかわる時間を取りにくい状況にあることがうかがえる結果となっています。また、母親が就労していない割合は所得区分による差はありませんが、就労していない理由については、「子育てを優先したいため」は所得区分が高いほど多く、「自分の病気や障害のため」は所得区分の低い世帯で多くなっています。世帯収入が高いほど、子育てに労力をかけやすい状況があることが示されています。

◆子育てに関する相談について、所得区分Ⅲでは、頼れる人が「いない」または「そのことで人に頼らない」という回答が他の区分と比べて多くなっています。また「いる」と回答した人の中でも、「家族・親族」、「友人・知人」、「職場の人」という回答が、所得区分Ⅰ・Ⅱと比べて低い一方、「市役所の窓口、相談・支援機関や福祉の人」という回答が、区分Ⅰ・Ⅱより多くなっています。経済的に困難な世帯では周囲の頼りにできる人間関係を持っておらず、その分公的な支援をあてにする人が多くなっていることが考えられます。「重要な事柄の相談」や「いざという時のお金の相談」についても同様に、頼れる人が「いない」または「そのことで人に頼らない」という回答が所得区分Ⅲで多い傾向があり、社会的に孤立した状況に陥っている可能性が懸念されます。

#### <ひとり親家庭の状況について>

◆所得区分Ⅲの世帯に占めるひとり親世帯の割合は、小学生保護者で5割台、中学生保護者で6割台となっており、全国的にも課題とされるひとり親世帯の経済的困難の状況は、本市においても同様であることが示されています。世帯類型別に所得区分Ⅲと判定される割合を見ると、母子世帯 59.7%、父子世帯 18.6%、非ひとり親世帯 4.9%（小中合計、判定不能を除く）となっており、母子世帯の経済的な困難が示されています。また、ヒアリング調査では、ひとり親世帯が就労しながら子育てを行う上で、仕事と子育ての両立への難しさが指摘されています。

#### ■ひとり親世帯の所得区分

単位：%				
	n	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ
母子世帯	414	6.3	34.1	59.7
父子世帯	70	31.4	50.0	18.6
非ひとり親世帯	3,827	55.8	39.3	4.9

#### <外国にルーツを持つ世帯の状況について>

◆家庭で日本語以外の言語を使う世帯は、全体では小学生 4.2%、中学生 3.5%ですが、所得区分が低いほど割合が高くなっています。また、日本語以外の言語を使う世帯の中でも、日本語を使うことの方が多い世帯は、所得区分が低いほど少なくなっています。外国にルーツを持つ世帯の不利な状況や、日本語への対応と家庭の経済状況との関連が示唆される結果となっています。

◆日本語以外を使っている家庭の保護者は、相談で頼れる人がいる、と回答することが少ない傾向があり、特に所得区分Ⅲでは差が大きくなっています。日本語理解の困難が社会的孤立につながっている懸念があります。

#### ■使用言語と頼れる人の状況

	使用言語	n	相談で頼れる人がいる項目数（子育て、重要な事柄、いざという時のお金）			
			0	1	2	3
I 区所得	日本語以外使う	48	2.1	6.3	18.8	68.8
	日本語以外使わない	1,977	1.6	2.0	14.9	79.5
II 区所得	日本語以外使う	65	9.2	6.2	15.4	63.1
	日本語以外使わない	1,499	2.1	2.9	14.2	79.0
III 区所得	日本語以外使う	35	14.3	14.3	28.6	25.7
	日本語以外使わない	392	6.1	5.9	20.2	64.8

## <新型コロナウイルス感染症の影響について>

- ◆新型コロナウイルス感染症流行前後の子どもの生活上の変化として、「増えた」と回答した割合が高かったものでは小・中学生とも【自宅で過ごす時間】【インターネットの利用】が上位となっています。また、「減った」の回答については、小学生では【楽しめない時間】が、中学生では【睡眠時間】がそれぞれ最も高くなっています。生活面や精神面など子どもへの様々な影響がうかがえます。
- ◆新型コロナウイルス感染症の保護者の就労状況への影響については、所得区分が低いほど「収入の減少」「失業」「希望しない労働時間の減少」等の影響を受けている割合が高くなっています。

### ③支援のニーズについて

- ◆子どもの病気や怪我の治療のために病院や診療所などの医療機関を受診した方がよいと思ったのに、実際には受診しなかったことの理由として、所得区分Ⅲでは小・中学生ともに「医療費の支払いが不安であったから」が2割台となっており、家庭の状況によって子どもが十分な医療的ケアが受けられていない可能性があります。
- ◆子どものいる世帯や生活困窮世帯等を対象とする支援制度のうち、利用が最も多いのは就学援助で、所得区分Ⅲでは、小学生の約5割、中学生の約6割が「現在利用している」と回答しています。一方で、所得区分Ⅲにおいても、小学生の約4割、中学生の約3割は「利用したことない」と回答しており、その理由として「制度対象外だと思うから」が約4割で最も多くなっています。他の支援制度についても、所得区分Ⅰ・Ⅱと比べて、所得区分Ⅲでは、利用したことがない理由として「特に利用したいと思わなかったから」「今までこの支援制度を知らなかったから」「手続きがわからなかったり、利用しにくいから」という回答が多くなっています。ヒアリング調査においても、生活に困難を抱える家庭の保護者において、利用できる制度や仕組みを理解していないこと、情報の収集・検索する力が不足している傾向があることが指摘されています。
- ◆子どもを対象とした、居場所や夕食の提供、学習・相談の場の提供等の支援については、利用状況（利用したことがあると回答した割合）や利用ニーズ（あれば利用したいと思うと回答した割合）に家庭の経済状況による差はそれほどみられません。一方で、それを利用したことでの変化については、小学生では「栄養のある食事をとれることが増えた」、中学生では「ほっとできる時間が増えた」で所得区分が低いほど回答が多くなっているなど、支援の効果の受け止めは家庭の経済状況によって異なっていることがうかがえる結果となっています。
- ◆子どもや保護者にとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思うかについては、所得区分が低い世帯ほど、「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための経済的援助」「読み書き計算などの基本的な学習への支援」「子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所の提供」といった、より基礎的なニーズに関する回答が多くなっています。一方で、「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」「自然体験や集団遊びなどの多様な活動機会の提供」「会社等での職場体験などの機会の提供」といった、より子どもの経験の幅を広げる、発展的なニーズについては、所得区分が高いほど回答が多くなっています。家庭において、衣食住をはじ

めとするより基礎的なニーズの充足に課題を抱える世帯においては、子どもに多様な経験や体験の機会を用意することの必要性にまで保護者が思いを巡らせることが難しい状況があることがうかがえます。また、ヒアリング調査では、保護者が支援対象者だと思っていない、支援の必要性を感じていない、子ども自身も自分が貧困家庭であることに気がついていないことがあります。支援に入ることが難しい状況も指摘されています。

全体として、家庭の経済的貧困や生活困難な状況が、子どもの生活・教育・進路に影響し、貧困の連鎖が避けられない状況が調査結果からうかがえます。また、保護者自身の成育歴における経済的困窮の経験や文化的な背景の影響も、アンケート調査、ヒアリング調査のいずれにおいても示されており、親世代においても貧困の連鎖の結果としての現在があることがうかがえます。こうした視点も踏まえ、本市における今後の子どもの貧困対策について検討を進める必要があります。

## こども家庭庁の設立に伴う今後の取り組みについて

- ・内閣官房こども家庭庁設立準備室により、設立準備や先行して実施している取り組みが順次進められている。
- ・こども家庭庁に移管・集約される従来業務については、市の各担当所属において引き続き推進するとともに、こども家庭庁で一元化することに伴う運用改善等、取扱いの変更の有無について注視し、対応していく。
- ・こども家庭庁として新たに推進すべき分野として位置付けている事項については、国の基本方針やガイドラインなど、市が実施するにあたり参考すべき内容について情報を得ながら、本市の現状に即した取り組みについて、府内関係部局や関係機関等と連携して検討を進める。

### 《新たな取り組みが求められる事項（例）》

- 市町村こども計画の策定・・・こども大綱、都道府県こども計画、関係通知等を参考し、既存の関係計画とも整合や一体化を図りながら進める必要がある。
- こども等の意見の反映・・・国により調査研究が進められており、その結果を踏まえた対応を行っていく。
- こども家庭センターの設置・・基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」について、本市は設置済であることから、こども家庭センターの詳細に関する国のガイドライン等の発出がなされたら、センターの要件を確認の上、設置に向けた取り組みを進める。
- ・こども家庭庁設立準備室にて取り組みが進められているものの、現時点では財務省への予算要求段階であり、概要のみ示されている状況であることから、今後の情報を注視し、対応が必要な事項へ準備を進めていく。

令和4年1月24日

## 議員政策研究会

こども政策の新たな推進に関する  
調査・検討分科会 資 料

「本市におけるいじめ・不登校の状況について」

教 育 委 員 会

## 目 次

## &lt;いじめ関係&gt;

1. 令和3年度 いじめの状況	1
2. いじめに対する取り組み	4
3. いじめの解消状況	7
4. 課題および今後の取り組み	8

## &lt;不登校関係&gt;

5. 令和3年度 不登校児童生徒の状況	11
6. 新型コロナウイルス感染回避による欠席児童生徒数	15
7. 四日市市登校サポートセンターの取り組み	16
8. 校内ふれあい教室の取り組み	18

## ＜いじめ関係＞

※以下の数値及び項目は「児童生徒の問題行動報告等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省調査）によるもの

### 1. 令和3年度 いじめの状況

#### 【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条)

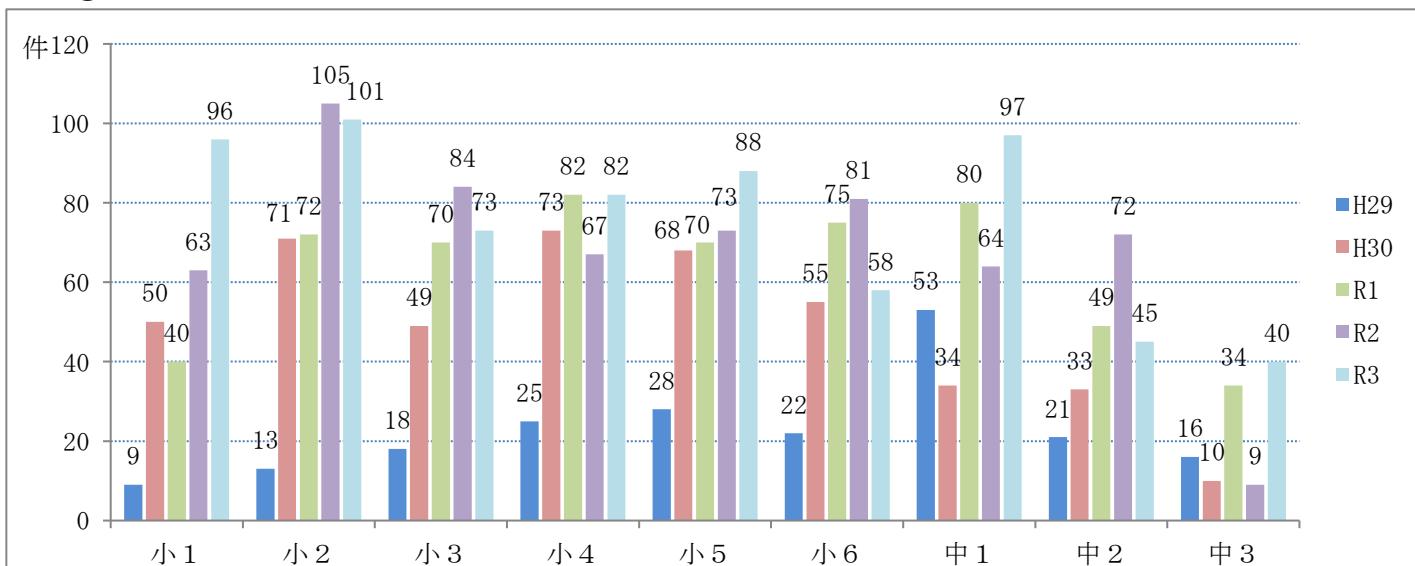
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (1) いじめの認知件数

##### ①校種別

認知件数(件)	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	115	366	409	473	498
中学校	90	77	163	145	182

##### ②学年別



##### ③本市・三重県・全国の1000人あたりの認知件数(件)

小学校	本市	三重県	全国
H29	7.1	15.6	49.1
H30	22.7	24.3	66.0
R1	25.8	25.6	75.8
R2	30.1	29.1	66.5
R3	32.1	33.8	79.9

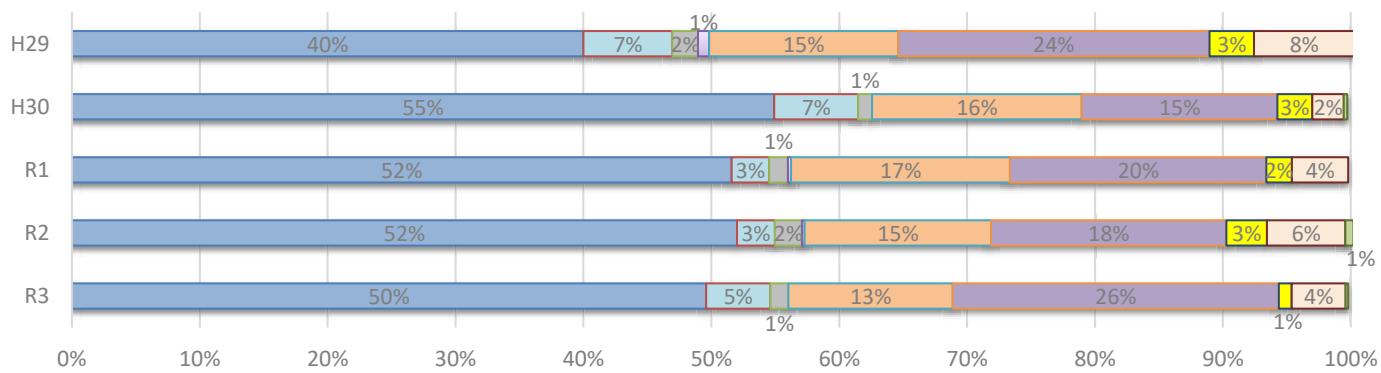
中学校	本市	三重県	全国
H29	10.8	12.6	24
H30	9.7	13.5	29.8
R1	20.7	18.4	32.8
R2	18.7	17.6	24.9
R3	23.0	20.7	30.0

- いじめ認知件数は過去5年間で小学校、中学校とも最も多かった。これは校長会や生徒指導担当者研修会等で、児童生徒が嫌な思いをしており現在も続いている状態であればいじめとして認知する必要があると周知徹底した成果ともいえる。
- 一方で1000人あたりの認知件数は、過去5年間で一番多かったが、小中学校ともに全国を下回っている。引き続き、積極的ないじめ認知を意識した学校の体制づくりをさらに進めていく。

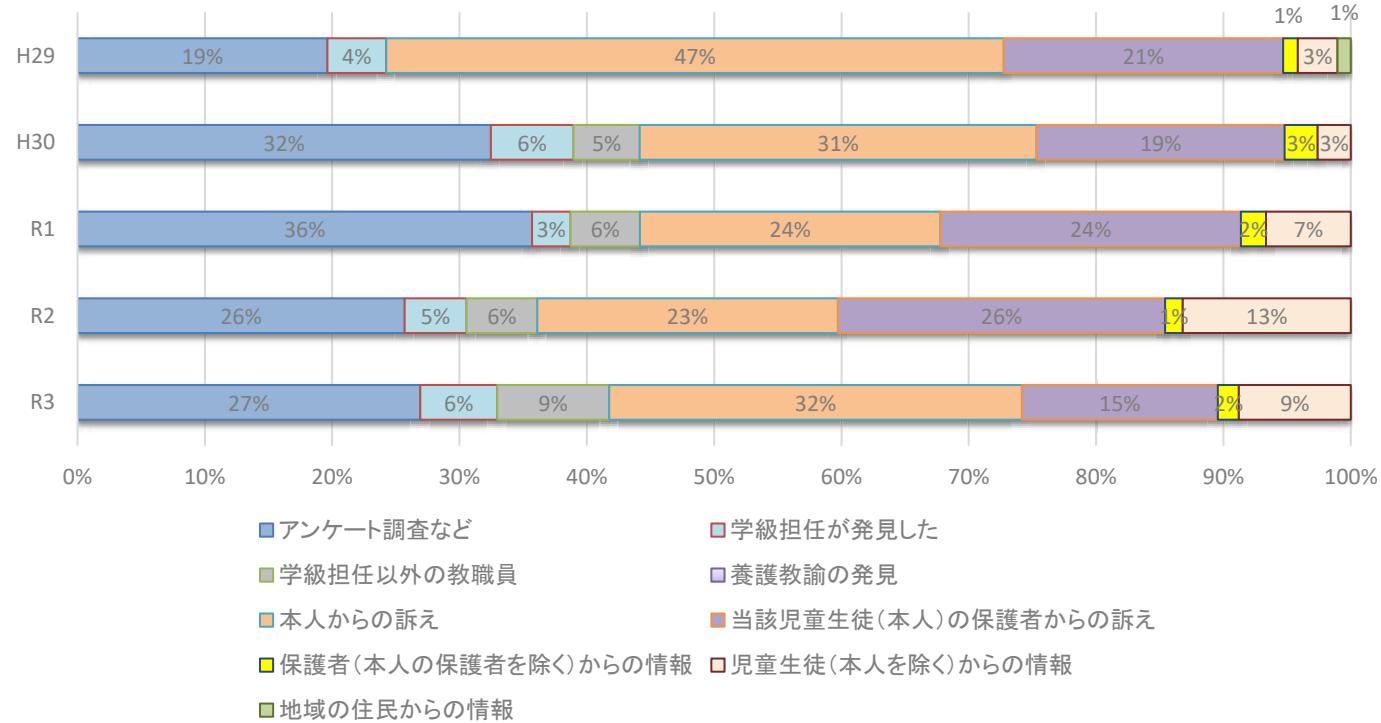
## (2) いじめ発見のきっかけ

- ・小学校では「アンケート調査」、次いで「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」が多い。一方で教職員が発見する割合が例年低い傾向にあるため、日常から嫌な思いをしている児童生徒がいないかという視点を持って、見守りを継続する必要がある。
- ・中学校では、小学校に比べ「本人からの訴え」の割合が大きくなっている。教育相談や予定ノートなどを活用しながら、日常から生徒と教職員が話しやすい雰囲気づくりを行ってきた成果と言える。

いじめ発見のきっかけ(小学校)



いじめ発見のきっかけ(中学校)



### (3) いじめの態様

- 小中学校とも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。

暴力を伴わないいじめは、誰もが加害者にも被害者にも成り得ること、発見しにくくいじめと認知するか判断が難しい事案が多い。このことから、常習的ないじめにつながる恐れがあり、日常から未然防止に注力していかなくてはいけない。

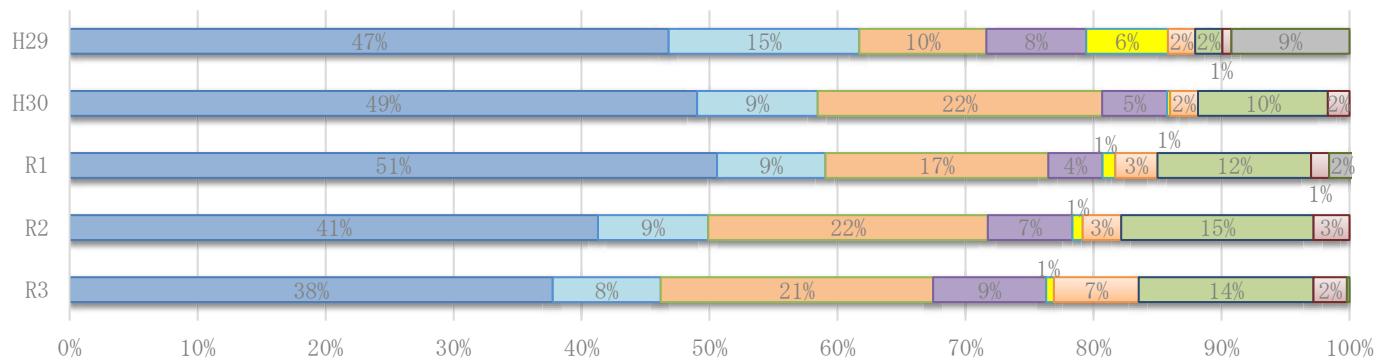
- 小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が2番目に多く、身体的な接触を伴ういじめが中学校に比べ多くなっている。

日常生活の些細な行動がエスカレートして、ケガをするというような大きないじめにつながる可能性があるため、慎重で丁寧に個別対応をすることと、暴力行為がいじめにつながるという視点を持って組織的に対応することの両面から取り組む。

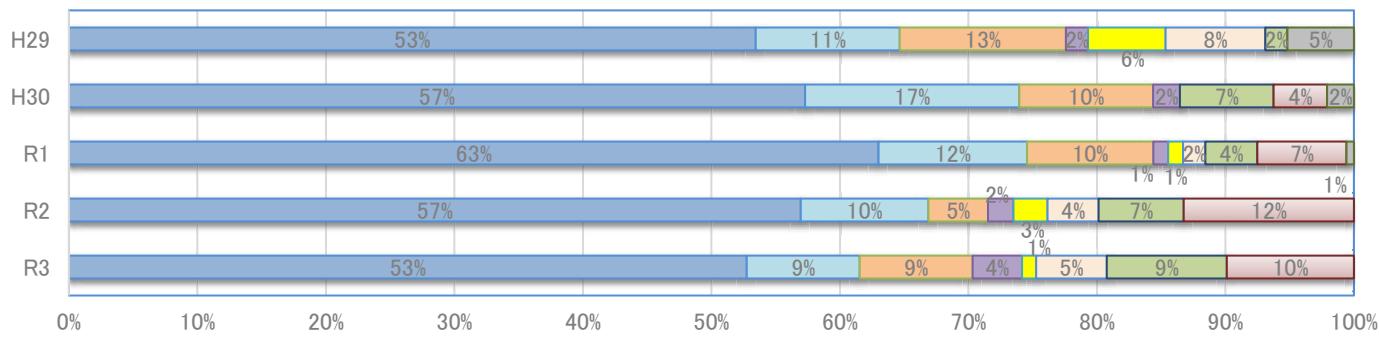
- 中学校では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が前年度に引き続き、2番目に多くなっている。

SNS上のいじめは学校外で起こることが多く、発見されにくいことから、児童生徒が正しい使い方を学ぶ機会を設けるとともに、学校と家庭の連携を強化する必要がある。また、児童生徒が発達段階に応じたメディアリテラシーを身に付け、いじめの加害者にも被害者にもならないようにしていかなくてはならない。

いじめの態様（小学校）



いじめの態様(中学校)



- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- その他

## 2. いじめに対する取り組み

教育委員会、学校ともに「いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」のもと、取り組みを進めている。

### 【いじめ防止等のための対策の基本的な考え方】

- 学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って対応を行う。
- 加害側が、好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、法が定義するいじめには該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。
- 被害児童生徒が否定することもあるが、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (1) 教育委員会の取り組み

#### ①未然防止

##### ○いじめ防止に関する啓発

小学4年生～中学3年生を対象に、いじめ防止標語を募集し、小中学校合わせて1,207点の応募があり、最優秀作品に選ばれた標語を活用し、いじめ防止啓発のぼり旗を作成した。各校で、いじめ防止強化月間（4月・11月）を中心に、児童生徒が主体的にいじめを無くしていくとする活動に使用している。



いじめのぼり旗

##### ○SNSを起因とするトラブルへの対応

青少年育成室や携帯電話会社と連携し、各校や保護者に対し、SNSの正しい使い方の啓発を行っている。

また、メディアリテラシーと人権に関する学習を全小中学校で実施している。

##### ○コロナ感染症に伴ういじめ・差別の防止

児童生徒が正しい判断と行動ができるように、各校に動画や教材を配信している。また、ワクチンを接種しない児童生徒へのいじめ・差別につながらないように取り組みを進める。



##### ○いじめリーフレット（保護者用）の作成

保護者が子どもと一緒に、いじめについて考えることができるようにリーフレットを作成している。

いじめリーフレット  
(保護者用)

## ②早期発見

### ○「いじめ調査」の実施

毎学期 1 回以上、全児童生徒を対象に、「いじめ調査」を実施している。

実施後は、各校でいじめ防止対策委員会を開き、組織としていじめとして認知するか検討し、今後の対応を協議している。また、各学級ですぐに教育相談を実施し、早期発見、早期対応につなげるようしている。

### ○「学級満足度調査（Q U調査）」の活用

「学級満足度調査（Q U調査）」（小学 4 年生～中学 3 年生を対象に年 2 回実施）において、いじめの認知につながる質問項目がいくつかある。そのため、教育委員会の指導主事が研修講師として学校を訪問した際、分析の仕方や今後の対応について指導・助言を行っている。

## ③早期対応

### ○全小中学校へのスクールカウンセラー（以下 S C）の配置

児童生徒や保護者の意向を尊重し、必要に応じて S C がカウンセリングを実施し、心のケアにあたっている。また、緊急時には、ハートサポーター（緊急支援が必要な場合に対象校や家庭等へ派遣する心理系の資格を持ったカウンセラー）を派遣し、速やかに対応している。

### ○関係機関との連携

各警察署や児童相談所等の関係機関を月 1 回訪問して、情報共有を行い、共通理解と早期解決を図っている。とりわけ、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような事案は、直ちに警察に相談、通報すべきであるという考え方のもと、対応している。

## ④いじめ防止対策組織の設置

### ○四日市市いじめ問題対策調査委員会（年 2 回）

大学教授や弁護士など心理・法律・医療の有識者から、教育委員会の取り組みに対する意見や、具体的な事例の解決に向けた助言をいただいている。

### ○四日市市いじめ問題対策連絡協議会（年 1 回）

校長、法務局、児童相談所、人権擁護委員、警察 3 署等の関係機関が連携し、いじめ防止にかかる取り組みの紹介や情報交換を行っている。

## ⑤校内体制の整備と組織対応

「四日市市いじめ対応フロー図（P10）」を作成し、校内体制の整備と組織対応について校長会および生徒指導担当者研修会等の場で繰り返し周知徹底を図った。

## (2) 学校の取り組み

- ・「日常生活の些細な行動がエスカレートして、大きないじめにつながる可能性がある」ことを教職員間で常に共通理解を図り、組織としていじめを認知している。
- ・いじめの訴えを把握した時点で、「学校いじめ防止基本方針」に沿って、学校いじめ防止対策委員会を開き、事実関係の整理と対応策を検討し、組織として問題解決に取り組んでいる。
- ・SCやスクールソーシャルワーカー（以下SSW）など、外部の専門職を活用した教育相談体制の充実を図り、児童生徒のみならず保護者の支援にも対応している。
- ・保護者や地域住民との共通理解を図るため、学校での取り組みや「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載している。

### 【具体的な取り組み事例】

#### ○道徳や学級活動での指導



#### 人権標語

PTAが中心となり、生徒・教員・保護者が一緒に取り組みを行った。

#### 人権擁護委員による「人権教室」

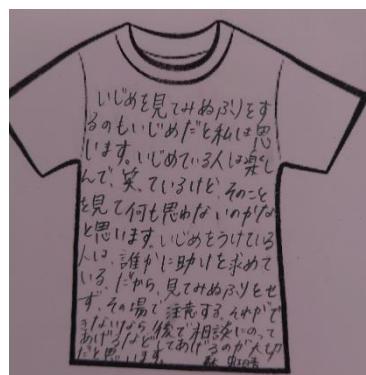
いじめ問題をテーマに、「見ているだけでもいじめになる」「いじめをいじめで返してもなくならない」ことを学んだ。

#### ○主体的な活動の充実



#### あいさつ運動

生活委員や生徒会を中心に、いじめ防止のぼり旗やいじめ防止のメッセージを書いたピンク色の画用紙を持ち、あいさつ運動を行った。



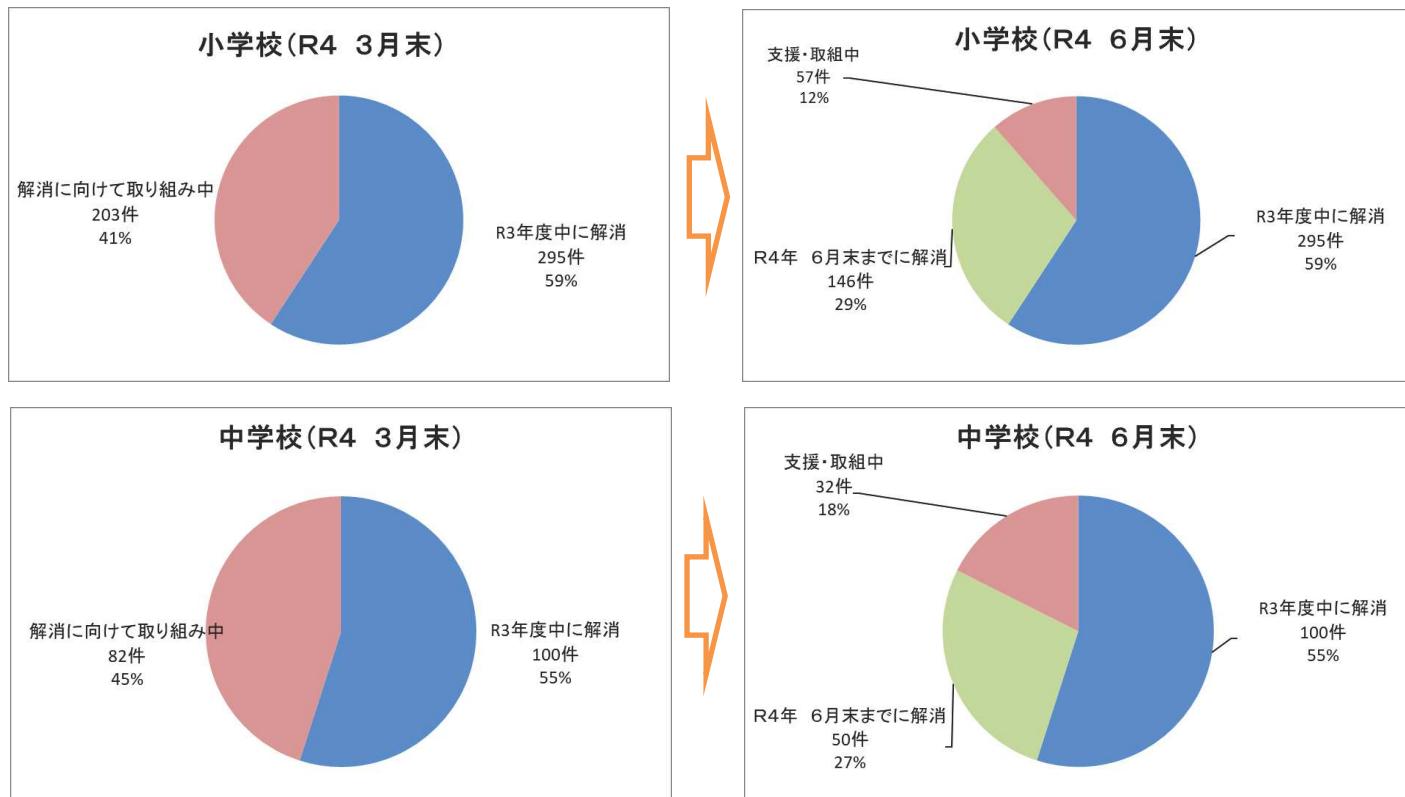
#### ピンクシャツ運動

生徒会が中心となり、シャツ型に切ったピンク色の用紙に、全校生徒でメッセージを記入し、校内に掲示した。

### 3. いじめの解消状況

- 各校では、いじめ認知後、速やかに個別指導や教育相談を行い、家庭訪問にて関係保護者へ事案の内容と今後の方針について説明し、いじめの早期解消に向けて取り組んでいる。
  - いじめ解消の定義は「いじめが止んでから3か月程度は継続している」「被害者が心身の苦痛を感じていない」である。
- このため、1月～3月に起こったいじめ事案は、年度内の解消とはならず、令和4年3月末では、小学校41%、中学校45%が「解消に向けて取り組み中」となっている。
- 令和4年6月末では、小学校88%、中学校82%の解消率となっている。前年度同時期よりも解消率（小学校97%・中学校93%）は低くなっているが、同様の事案が再発しないために、いじめが止んでから3ヶ月を経過しても丁寧な支援、見守りを継続しているとの報告が多くなっている。また、すでに解消となった事案についても、いじめが再発しないよう見守りを継続している。
  - 一方で、長期間いじめが解消に至らない事案の多くは、関係児童生徒同士の関係性が固定化したり、指導が入りにくかったりなど、いじめやトラブルが再発しやすい状況にあることが多く見られる。そのため、学校において集団を再構築していくことや、複数で支援する体制づくりを進めるだけではなく、SCやSSWなど外部の専門職との連携を積極的に図っていく必要がある。

いじめの解消状況



#### 4. 課題および今後の取り組み

##### (1) いじめの積極的な認知と学校の組織的対応の充実

「児童生徒が嫌な思いをしており現在も続いている状態であればいじめとして認知する必要がある」と周知徹底したこともあり、1000人あたりの認知件数は、過去5年間で最も多くなっているが、全国に比べまだ低い状況である。特に暴力を伴わぬいじめやささいなトラブルをいじめとして認知しなかったり、児童生徒の気になる変化や言動に気付けなかったりなど、いじめの兆候を見逃すことで、深刻化していくリスクがある。

これまで通り、校長会や生徒指導担当者研修会等の場で周知徹底するだけでなく、教育委員会の指導主事が積極的に学校を訪問し、校内研修の場などで「四日市市いじめ対応フロー図」を活用し、複数の教職員で判断して、積極的な認知を行うよう周知していく必要もある。

##### (2) チーム学校としての取り組みの充実

SNSを起因とするトラブルへの対応など、事案が多様化している中で、学校だけで問題の解決を図ることが難しい事案が多く見られるようになってきた。

子どもにとって安心、安全な環境を構築するためにも、実情に応じて外部の専門職を積極的に活用していく必要がある。

そのため、SC（いじめを受けた子どもの心のケア、加害の子どもへの聞き取りと再発防止のための指導支援を行う）やSSW（子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、家庭環境に働きかけ、包括的な支援を行う）、スクールロイヤー（学校に対し法的側面から問題解決に向けた助言を行う）など、専門職スタッフを積極的に派遣し、さらに連携を充実させられるようにしていく。

##### (3) スクールロイヤーの活用充実

前年度は小学校5校、中学校2校をモデル校に指定し、三重弁護士会所属の弁護士がスクールロイヤーとして、法的側面からのいじめ予防教育や、学校で起こった事案に対する助言を行った。

いじめ予防教育においては、児童生徒がいじめとは何か、どうすれば防ぐことができるのかを真剣に考え、いじめは人権侵害であり、許されないということを学ぶことができたため、今年度は実施校を10校に拡充した。

学校で起こった事案に関する相談については、学校のこれまでの指導や保護者対応の経緯を振り返り、成果と課題を分析することができた一方、相談のタイミングが遅れて対応が後手に回った事案も見られた。

そのため学校から教育委員会に報告があった際、対応に苦慮したり、法的側面から解決を図っていかなくてはいけない可能性があつたりする場合は、積極的にスクールロイヤーを派遣し、早期解決を図っていく。

#### (4) いじめ相談アプリの導入

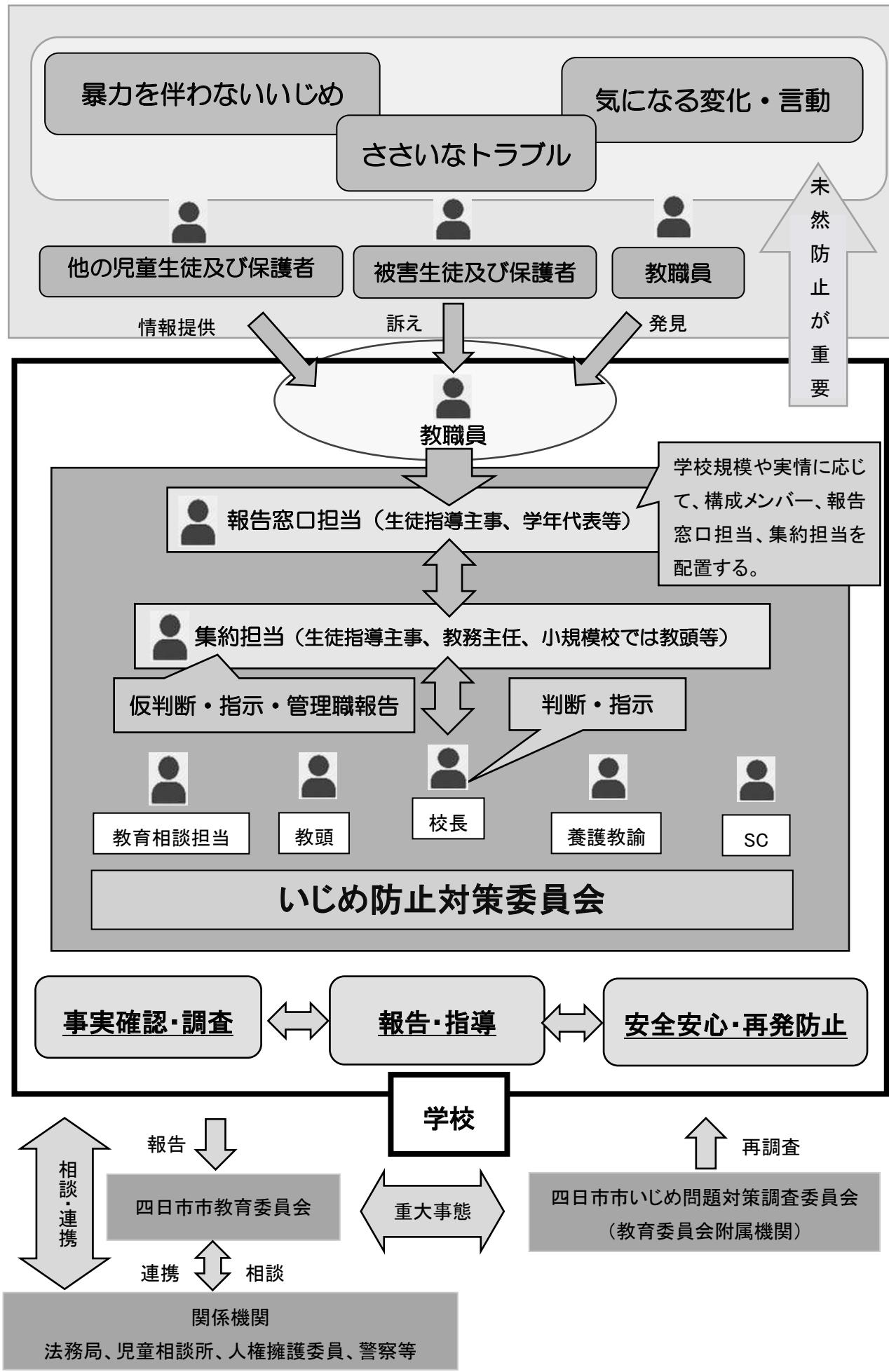
今年度より子どもたちがコミュニケーションの手段としてSNSを日常的に利用していることから、小学5年生以上を対象に、SNSを活用した相談アプリを導入した。

7月20日現在、相談件数は147件、総受信件数は366件あり、いじめや友人関係に関する相談から、心身の不調や性に関する悩みなど、誰にも言えないような相談がある。

アプリは匿名で使用することができるため、気軽に相談でき、誰にも言えない相談もできることから、子どもたちにとって広い間口で相談できる窓口となっている。

現状では相談対応時間が限られており、相談に対する返信までに時間がかかることが課題となっていることから、円滑に対応できる運営体制を構築していくよう研究を進めていく必要がある。

## 四日市市いじめ対応フロー図



## <不登校関係>

※以下の数値及び項目は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省調査によるもの）

### 5. 令和3年度 不登校児童生徒の状況

#### 【不登校児童生徒の定義（文部科学省）】

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者の中、病気や経済的理由による者を除いたもの

#### (1) 不登校児童生徒数

不登校児童生徒数（人）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	97	124	115	145	190
中学校	279	306	290	316	409

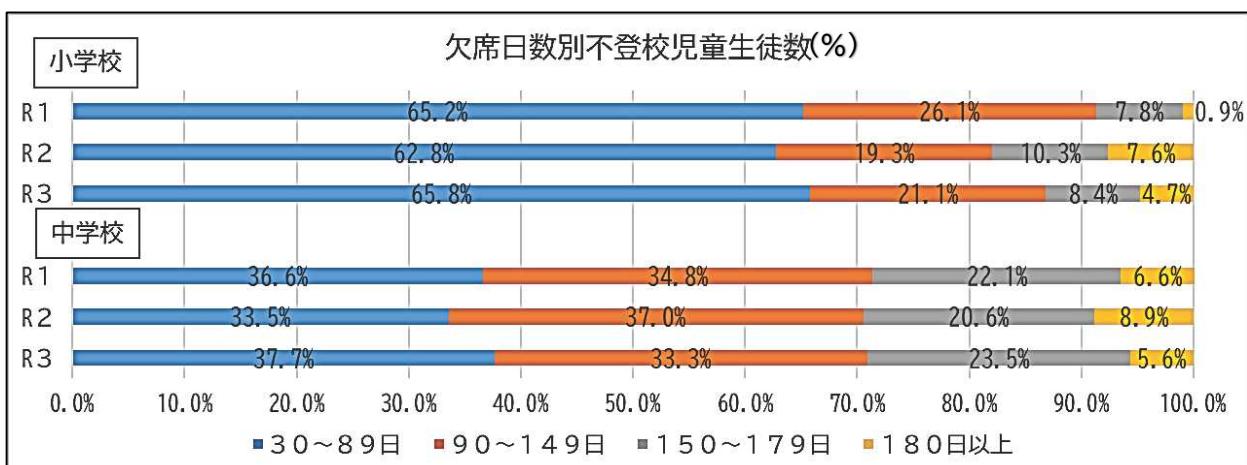
#### (2) 不登校発生率

小中学校の不登校発生率は、小中学校ともに増加傾向である。

不登校発生率（%）	R1	R2	R3	
小学校	四日市市	0.74	0.92	1.23
	三重県	0.75	0.91	1.19
	全国	0.83	1.00	1.30
中学校	四日市市	3.68	4.07	5.27
	三重県	3.49	3.59	4.61
	全国	3.94	4.09	5.00

#### (3) 欠席日数別不登校児童生徒の割合

中学校は、小学校よりも長期欠席にいたる割合が高い。



※ 年間の出席すべき日数は200日前後

※ 欠席30日は月3日、欠席90日は週2～3日、欠席150日は週3～4日、欠席180日以上はほぼ欠席している状態となる

#### (4) 学年別不登校児童生徒数（継続・新規数）

不登校児童生徒数を「継続数（前年度も不登校であった児童生徒の数）」と「新規数（前年度は不登校ではなかった児童生徒の数）」とに分けて把握する方法がある。（「生徒指導リーフ」H30.7 国立教育政策研究所）本市においてもこの方法に着目し、不登校の現状をより的確に把握している。

これによると、令和元年度から新規不登校が増加しており、令和3年度は中学3年生が最も多かった。一方、令和3年度に学校復帰できた児童生徒数は、令和2年度より37人増加した。

※前年度に不登校であった児童生徒のうち、欠席30日未満となった者的人数  
(前年度の計－今年度継続)

(人)

R 1	継続	新規	計	R 2	継続	新規	計	※	R 3	継続	新規	計	※
				小1	0	13	13		小1	0	15	15	
小1	0	5	5	小2	2	11	13	3	小2	5	11	16	8
小2	2	11	13	小3	13	13	26	0	小3	7	20	27	6
小3	5	5	10	小4	8	12	20	2	小4	8	30	38	18
小4	12	7	19	小5	13	18	31	6	小5	14	30	44	6
小5	11	13	24	小6	15	27	42	9	小6	22	28	50	9
小6	28	16	44	中1	31	68	99	13	中1	30	74	104	12
中1	36	47	83	中2	62	45	107	21	中2	76	77	153	23
中2	62	36	98	中3	72	38	110	26	中3	72	80	152	35
中3	96	13	109	合計	216	245	461	80	合計	234	365	599	117
合計	252	153	405										

【表の見方】例) R 1 小6 → R 2 中1 → R 3 中2の場合

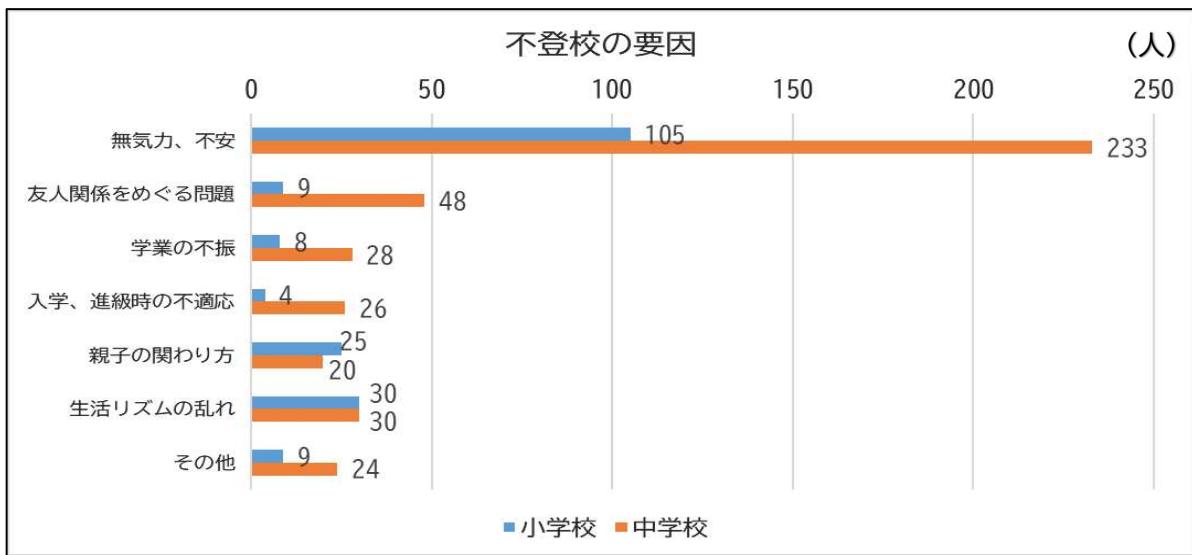
- ①R 1 年度の小学6年生の不登校児童数は44人で、そのうち前年度から継続している児童数が28人、R 1 年度に新規に不登校になった児童数は16人である。
- ②R 2 年度の中1年生の不登校生徒数は99人で、そのうち前年度（R 1 年度小学6年生）から継続している生徒数が31人、R 2 年度に新規に不登校になった生徒数は68人である。
- ③R 1 年度に不登校であった小学6年生（44人）のうち、R 2 年度に欠席30日未満となった中1年生の人数は13人である。（※44人－31人）
- ④同様に、R 2 年度に不登校だった中1年生（99人）のうち、R 3 年度に欠席30日未満となった中2年生の人数は23人である。（※99人－76人）

#### (5) 不登校の要因

近年の不登校増加の要因として、文部科学省は「児童生徒の休養の必要性を明示した『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる」と述べており、本市も同様の傾向がある。

## ① 主たる要因

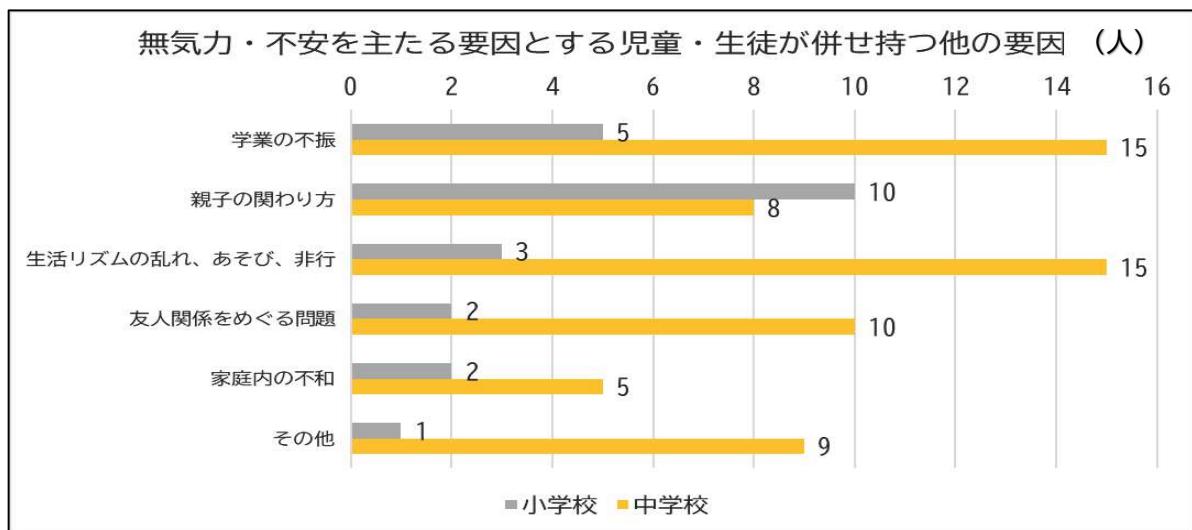
不登校の主たる要因としては、小中学校とも無気力・不安が最も多くなっており、これも全国と同様となっている。



## ② 無気力・不安を主たる要因とする児童生徒が併せ持つ他の要因

本調査では、不登校の主たる要因に加え、他の要因についても複数回答での報告を求めている。

令和3年度は、無気力・不安を主たる要因とする児童生徒のうち、小学生の約22%（23人）、中学生の27%（62人）が他の要因を併せ持っていた。小学校は「親子の関わり方」、中学校は「学業の不振」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」の割合が高かった。



## (6) 今後の取り組み

登校サポートセンターに通所する児童生徒への支援だけでなく、登校サポートセンターを核として、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所できない児童生徒への支援を行う。

また、不登校対策アドバイザーが学校を訪問し、「登校を促す早期アプローチ」や「不登校対応Q&A」を参照した取組の推進を図るとともに、以下のポイントに基づいた指導・助言を行う。

### ① 校内支援体制の構築

- 全小中学校における不登校対応教員の位置づけと不登校対策委員会の設置
  - ・ 不登校対応教員を中心とした不登校児童生徒に対する適切な対応の推進
  - ・ 効果的かつ効率的な不登校対策委員会の運営

### ② 不登校の未然防止

- 不登校要因「無気力・不安」に対する対策
  - ・ 心の健康保持に関する教育の実施  
YESnet<sup>\*1</sup>出前授業、I C Tを活用した児童生徒の状態把握の活用
  - ・ 不登校傾向のある児童生徒の早期発見  
Q-U調査<sup>\*2</sup>を活用した教育相談の実施  
児童生徒の問題行動・不登校等諸課題に関する実態報告「様式3」<sup>\*3</sup>を活用した不登校リスク群<sup>\*4</sup>児童生徒の状況把握と支援方法の検討

※1 四日市早期支援ネットワーク（Yokkaichi Early Intervention Service network）の略。

教育委員会・保健所・こども未来部・医療機関による子どもの心の健康と病気の予防・早期支援・よりよい回復を目的としたネットワーク。出前授業は、YESnetのメンバーが小中学校に出向き、心の健康とストレスについての授業を行う。

※2 学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態を測定する調査。教員による日常観察や児童生徒理解を補うことができる。

※3 児童生徒の問題行動・不登校等諸課題に関する実態報告するための本市独自の書式。  
本市では、単なる報告に留めず「様子」欄や「今後の見通しと対応」欄を活用し、P D C Aサイクルをまわしながら不登校対策にあたることとしている。

※4 欠席10日以上、遅刻30日以上もしくは早退30日以上、別室登校のいずれかの状態にある児童生徒群。

### ③ 不登校児童生徒への支援

- 不登校を長期化させない取り組み
  - ・ 学校内の居場所づくりの推進  
校内ふれあい教室及び空き教室を利用した別室等の活用の推進
  - ・ I C T等を活用した個に応じた学習等の支援  
校内ふれあい教室及び別室と教室をつなぐオンライン授業の実施の推進
- 社会的自立に向けた取り組み
  - ・ S CやS S Wの効果的な活用と早期からの関係機関への接続の推進
  - ・ 中学校での進路指導・就労支援を通して、卒業後の社会的自立の促進

## 6. 新型コロナウイルス感染回避による欠席児童生徒数

令和2年度の調査から、欠席理由の区分として、「新型コロナウイルス感染回避」が設けられた。

### 【参考】不登校と新型コロナウイルス感染回避の計上方法

**不登校児童生徒**：「欠席日数」だけで30日以上のもの

**新型コロナウイルスの感染回避児童生徒**：「欠席日数」が30日未満で、かつ「欠席日数」と「感染回避等で登校していない日数」の合計が30日以上のもの



### (1) 令和3年度新型コロナウイルスの感染回避による欠席児童生徒数

(人)	コロナ感染回避による 欠席児童生徒数	出席停止・忌引日数を加算すると 30日以上登校できなかった児童生徒数
小学校	33	144
中学校	9	79
合計	42	223

### (2) 令和2年度新型コロナウイルスの感染回避で欠席した児童生徒の令和3年度の状況

(人)	①R2 報告数	②R3 在籍数※	②のうち R3 不登校児童生徒数
小学校	74	58	15 (約 26%)
中学校	34	36	13 (約 36%)

※以下の計算により算出

小学校=令和2年度報告数－卒業生・転出者数

中学校=令和2年度報告数－卒業生・転出者数+令和2年度報告者の入学者数

### (3) 今後の対応

- ① 新型コロナウイルス感染回避及び出席停止等により年間30日以上登校できなかつた児童生徒は、不登校に転じるリスクが高いため、継続的に個々の状態や出席状況を把握する。また、適切な支援を行うとともに、必要に応じて早期からS Cをはじめとした関係機関につなぐ。
- ② コロナ不安を訴える児童生徒や保護者に対しては、引き続き学校における感染防止対策を丁寧に説明し、不安の解消や軽減を図る。

## 7. 四日市市登校サポートセンターの取り組み

### (1) ふれあい教室・わくわく教室の指導・支援

#### ○ふれあい教室

- ・小学校5年～中学校3年生対象
- ・月～金曜日開室
- ・主に個別の相談や学習、小集団での学習や体験活動の実施

#### ○わくわく教室

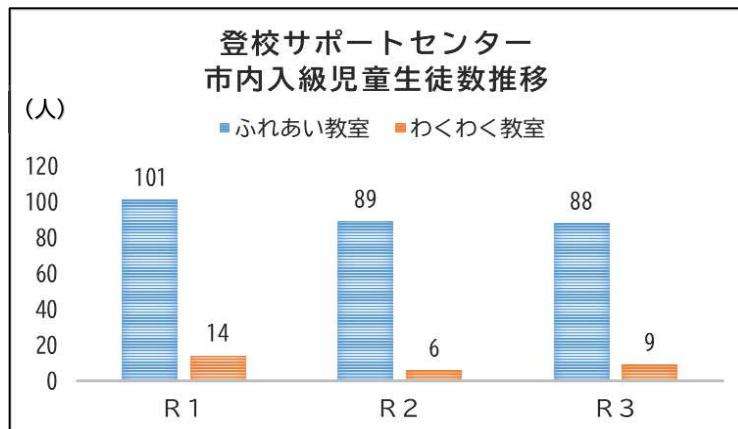
- ・小学校1年～6年生対象
- ・毎週水曜日開室
- ・主に小集団でソーシャルスキルトレーニングを実施

#### ① 令和3年度 学年別通級児童生徒数

学 年	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
ふれあい教室(人)					4	2	6	13	37	32	82
わくわく教室(人)	0	0	3	1	1	4	9				
通級者計(人)	0	0	3	1	5	6	15	13	37	32	82
不登校児童生徒数に対する通級率(%)								7.9			
								20.0			

ふれあい教室・わくわく教室に通級生ながら、学校に30日（週1日程度）以上登校できた児童生徒は、27人（約31%）だった。

#### ② 通級児童生徒数の推移



#### ③ 新規見学数と、そのうちの新規入級児童生徒数

年度	新規見学児童生徒数(人)	うち新規入級生数(人)	入級率(%)
R1	58	51	87.9
R2	53	44	83.0
R3	58	55	94.8

## (2) アウトリーチ（訪問型支援）

学校や関係機関と連携し、家庭訪問・学校訪問・電話等によるアウトリーチ（訪問型支援）を継続的に実施した。

① 令和3年度対象児童生徒数 12人

(内訳)

入級後通級中斷（登校無） 9人

令和2年度入級令和3年度入級無（登校無） 3人

② 訪問支援等内訳

方法	件数	回数
家庭訪問	1	4
学校訪問	5	5
電話	12	16

③ 訪問支援等の成果

登校サポートセンター通級 1人

(3) 今後の支援

- 通級を希望せず、登校もしていない児童生徒をSSW等関係機関につないでいけるよう、指導・助言を行っていく。
- 従来の支援に加え、ICT機器を活用した相談や学習支援を進める。

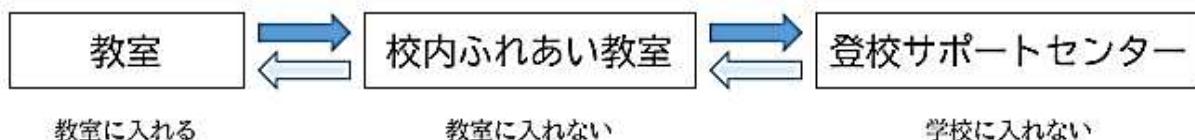
## 8. 校内ふれあい教室の取り組み

### (1) 校内ふれあい教室

校内ふれあい教室は、登校はできるが教室に入ることができない生徒を対象に、学習機会と居場所を確保する目的で令和2年度から設置している。各校の校内ふれあい教室には、専任の教員を配置している。

※ 令和3年度設置校（全6校）：中部中、南中、大池中（R 2～）

　　笹川中、朝明中、羽津中（R 3～）



### (2) 実績

#### ① 校内ふれあい教室の通級生徒総数

(人)	R 2	R 3
計	42	83

#### ② 設置中学校の不登校生徒の欠席日数別割合（欠席日数別不登校生徒数／全不登校生徒数）

【令和2年度設置校】

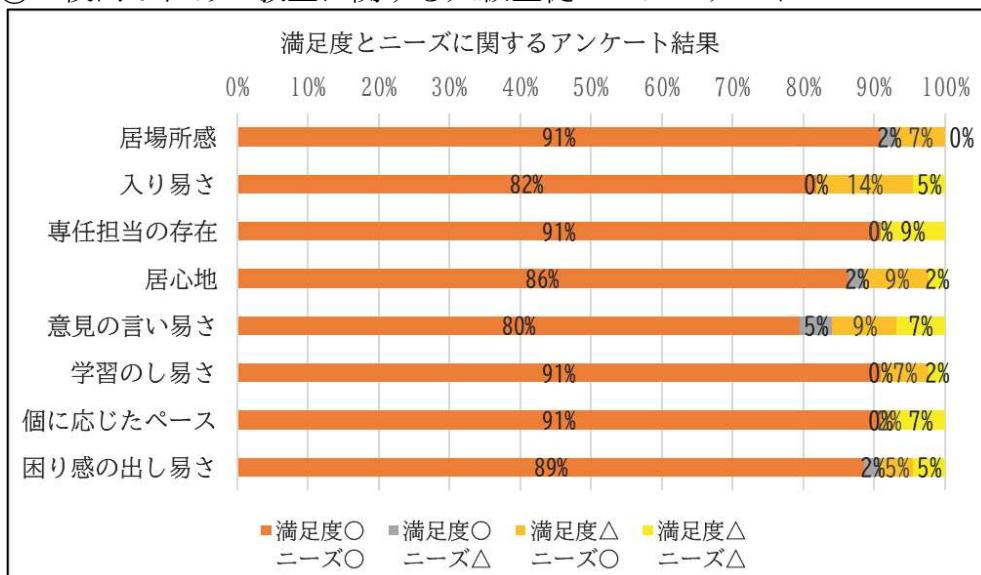
欠席日数	R 1	R 2	R 3
30～89	38%	34%	42%
90～149	38%	51%	28%
150～179	21%	13%	26%
180以上	3%	2%	4%

【令和3年度設置校】

欠席日数	R 1	R 2	R 3
30～89	31%	29%	38%
90～149	31%	34%	40%
150～179	22%	28%	21%
180以上	16%	9%	1%

校内ふれあい教室設置に伴い、長期欠席者の欠席日数の減少傾向がみられる学校がある。

#### ③ 校内ふれあい教室に関する入級生徒へのアンケート



校内ふれあい教室は、多くの入級生徒のニーズを満たし、満足度も高かった。

**(4) 通級生徒の変化**

- ・ 前年度不登校だったが登校できるようになった
- ・ 登校日数を増やすことができた

**(5) 設置中学校の成果と課題**

校内ふれあい教室を設置した各中学校の教職員が校内ふれあい教室に関して反省を行った（以下、各学校が共通していた意見）。

**【成果】**

- ・ 不登校生徒の登校への抵抗を下げることができた
- ・ 登校していることで不登校生の進路などに対する保護者の不安を軽減することができた
- ・ 担任と専任教員との連携により、担任自身の安心感や心の余裕につながった

**【課題】**

- ・ 個別対応の必要な生徒が多く、専任教員の配置時間増、学習環境の整備が必要である
- ・ 具体的な支援方法を深めるためのＳＣの時間が足りない
- ・ 毎日通級があるため、専任の先生の休みがとりにくい

**(3) 今後の取り組み**

校内ふれあい教室の成果が確認できたことから、教育機会確保法の基本理念に基づき、校内ふれあい教室の拡充を目指す。

また、設置校に対しては、課題への対策を講じ、本市の先進校としてさらなる取り組みの充実を図る。